

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ペンシクロン（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ペンシクロンの一日摂取許容量（ADI）を0.053mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成20年10月16日府食第1102号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	EPN（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	EPNの一日摂取許容量（ADI）を0.0014mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年11月27日府食第1290号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ブタミホス（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	ブタミホスの一日摂取許容量（ADI）を0.008mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年2月12日府食第145号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メタラキシル（清涼飲料水）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	－
評価結果の概要	メタラキシルの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 暴露量については、当評価結果を踏まえて暫定基準値の見直しを行う際に確認することとする。 （平成21年3月5日府食第211号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月現在、農薬等のポジティブリスト制度との整合を含め、規格基準の設定について検討中。今後、薬事・食品衛生審議会にて対応方針について審議を行う予定。
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【農薬】

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	インドキサカルブ
評価品目の分類	農薬
用途	殺虫剤
評価要請機関	厚生労働省
評価要請日等	平成17年11月8日付け厚生労働省発食安第1108003号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718034号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	インドキサカルブの一日摂取許容量（ADI）を0.0052mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年4月3日府食第356号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成21年9月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 20上)

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	チアメトキサム										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成16年8月3日付け厚生労働省発食安第0803001号、平成18年7月18日付け厚生労働省発食安第0718002号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号及び同条第2項										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	—										
評価結果の概要	チアメトキサムの一日摂取許容量（ADI）を0.018mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年4月3日府食第357号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年12月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年5月27日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	<p>平成21年7月2日、食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。ただし、一部の食品については平成22年1月2日から適用</p> <p>（施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定</p> <p>【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>28.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>48.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>31.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>」（報告書抜粋）とされている。</p>		EDI / ADI(%)	国民平均	28.5	幼小児（1～6歳）	48.8	妊婦	22.2	高齢者（65歳以上）	31.2
	EDI / ADI(%)										
国民平均	28.5										
幼小児（1～6歳）	48.8										
妊婦	22.2										
高齢者（65歳以上）	31.2										
施策の実効性確保措置	平成21年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続20上)

チアメキサム(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.3	0.1
小麦	○ 0.02	0.02
大麦	○ 0.3	0.02
ライ麦	●	0.02
とうもろこし	○ 0.02	0.02
そば	●	0.02
その他の穀類 ⁴	○ 0.02	0.02
大豆	○ 0.02	0.02
小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)	● 0.05	0.5
えんどう	● 0.02	0.5
そら豆	● 0.02	0.5
らっかせい	●	0.5
その他の豆類 ⁵	● 0.02	0.5
ばれいしよ	● 0.3	0.5
さといも類(やつがしらを含む。)	● 0.3	0.5
かんしよ	● 0.03	0.5
やまいも(長いもをいう。)	●	0.5
こんにやくいも	● 0.1	0.5
その他のいも類 ⁶	●	0.5
てんさい	● 0.02	0.1
さとうきび	●	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)の根	○ 0.2	0.02
だいこん類の葉	○ 3	2
かぶ類の根	○ 0.02	0.02
かぶ類の葉	●	2
西洋わさび	○ 0.02	0.02
クレソン	○ 3	2
はくさい	○ 2	1
キャベツ	○ 2	1
芽キャベツ	○ 2	2
ケール	○ 3	2
こまつな	○ 5	2
きょうな	○ 3	2
チンゲンサイ	○ 5	2
カリフラワー	○ 2	2
ブロッコリー	○ 2	2
その他のあぶらな科野菜 ⁷	○ 5	2
ごぼう	○ 0.02	0.02
サルシフィー	○ 0.02	0.02
アーティチョーク	● 0.45	2
チコリ	○ 3	2
エンダイブ	○ 3	2
しゅんぎく	○ 3	2
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 3	2
その他のきく科野菜 ⁸	○ 3	2

チアメキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
たまねぎ	●	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○ 2	2
にんにく	●	0.02
にら	○ 2	2
アスパラガス	● 0.02	2
わけぎ	○ 10	2
その他のゆり科野菜 ⁹	●	2
にんじん	○ 0.02	0.02
パースニップ	○ 0.02	0.02
パセリ	○ 3	2
セロリ	● 0.7	2
みつば	●	2
その他のせり科野菜 ¹⁰	○ 3	2
トマト	○ 2	0.5
ピーマン	○ 1	1
なす	○ 0.5	0.5
その他のなす科野菜 ¹¹	○ 2	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 0.5	0.5
かぼちや(スカッシュを含む。)	● 0.2	0.5
しろうり	● 0.2	0.5
すいか	● 0.2	0.5
メロン類果実	● 0.3	0.5
まくわうり	● 0.2	0.5
その他のうり科野菜 ¹²	○ 0.5	0.5
ほうれんそう	○ 10	2
たけのこ	●	0.02
オクラ	● 0.7	1
しょうが	●	0.02
未成熟えんどう	● 0.02	0.5
未成熟いんげん	● 0.3	0.5
えだまめ	● 0.3	0.5
マッシュルーム	●	0.02
しいたけ	●	0.02
その他のきのこ類 ¹³	●	0.02
その他の野菜 ¹⁴	○ 3	2
みかん	● 0.3	0.5
なつみかんの果実全体	○ 1	0.5
レモン	○ 1	0.5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 1	0.5
グレープフルーツ	○ 1	0.5
ライム	○ 1	0.5
その他のかんきつ類果実 ¹⁵	○ 1	0.5
りんご	● 0.3	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	● 0.2	1
びわ	● 0.2	0.5

チアメトキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
もも	○ 0.5	0.5
ネクタリン	● 0.5	1
あんず(アプリコットを含む。)	● 3	5
すもも(プルーンを含む。)	● 0.5	5
うめ	● 3	5
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
いちご	● 2	5
ラズベリー	● 0.35	5
ブラックベリー	● 0.35	5
ブルーベリー	● 0.2	5
クランベリー	● 0.02	5
ハックルベリー	● 0.2	5
その他のベリー類果実 ¹⁶	● 0.35	5
ぶどう	● 2	5
かき	○ 1	1
バナナ	● 0.7	1
キウイ	●	0.5
パパイヤ	●	1
アボカド	●	1
パイナップル	●	1
グアバ	● 0.2	1
マンゴー	● 0.2	1
パッションフルーツ	●	1
なつめやし	●	5
その他の果実 ¹⁷	● 2	5
ひまわりの種子	●	0.02
ごまの種子	●	0.02
べにばなの種子	●	0.02
綿実	○ 0.1	0.05
なたね	○ 0.02	0.02
その他のオイルシード ¹⁸	●	0.02
ぎんなん	●	0.02
くり	●	0.02
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	●	0.02
くるみ	●	0.02
その他のナッツ類 ¹⁹	●	0.02
茶	● 15	20
コーヒー豆	○ 0.05	0.04
カカオ豆	●	0.02
ホップ	○ 0.1	0.06
その他のスパイス ²⁰	○ 5	5
その他のハーブ ²¹	○ 5	2
牛の筋肉	● 0.01	0.02
豚の筋肉	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²² の筋肉	● 0.01	0.02
牛の脂肪	● 0.01	0.02
豚の脂肪	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.01	0.02

チアムキサム(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
牛の肝臓	● 0.01	0.02
豚の肝臓	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.01	0.02
牛の腎臓	● 0.01	0.02
豚の腎臓	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.02
牛の食用部分	● 0.01	0.02
豚の食用部分	● 0.01	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.01	0.02
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	●	0.02
その他の家きん ²³ の筋肉	●	0.02
鶏の脂肪	●	0.02
その他の家きんの脂肪	●	0.02
鶏の肝臓	●	0.02
その他の家きんの肝臓	●	0.02
鶏の腎臓	●	0.02
その他の家きんの腎臓	●	0.02
鶏の食用部分	●	0.02
その他の家きんの食用部分	●	0.02
鶏の卵	●	0.02
その他の家きんの卵	●	0.02

1. ○:平成21年7月2日施行

●:平成22年1月2日施行

残留基準値(改正後)の欄に記載のない食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

4. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

5. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

6. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

7. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

8. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

9. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
10. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
11. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
12. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
13. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
14. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
15. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
17. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
18. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
19. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
20. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
21. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
22. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
23. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。